

「障害」の「害」の字を平仮名表記と変更するに至った経緯

山口市では、障がいのある人の思いを大切にし、市民の障害への理解を深めていくため、マイナスイメージ強い「害」の字をできるだけ用いないで、「障がい」と表記することを目的に、別紙指針を策定いたし、原則として平成26年4月1日以降、新たに作成・発出する文書等は「障害」を「障がい」と表記していきます。

「障害」を「障がい」と表記する指針を策定するに至った経緯は次のとおりです。

記

1 山口市の現状

山口市では、平成22年度に策定した「山口市人権推進指針」の策定過程及びこれにかかる経営会議で、「障害者」の「害」の字を「がい」と平仮名表記をすることが提案了承され、それ以降は、計画書の作成については「障害」が人の状態を表す場合には、「障がい」と表記することとしている。しかしながら、「障害」の「害」の字を平仮名表記とすることについて明確な基準が定められていないため、全庁的には取り扱いが統一されておらず、混乱が生じているところである。

2 全国の状況

全国の状況をみると、「障害」の「害」の字が、「公害」「害悪」といったマイナスイメージにつながることから、平仮名表記を採用している自治体が増加している。このうち、豊田市、半田市、宮崎市などでは、障害の用語にかかる表記方法の特例を条例で定め、「障害」の「害」の字を平仮名表記とする自治体も出現しているところである。

3 山口県内の状況

山口県内の現状をみると、山口県は法令用語としての「障害」を重視する視点に立っているものの、萩市では平成23年度から「害」の字を平仮名表記とすることを導入し、課名も「高齢・障がい支援課」としているところである。

4 山口市内の障がい者団体の意向

山口市内の障がい者団体にヒアリングを行ったところ、身体障がい全般に係る当事者団体である「山口市障害者団体連合会」、知的障がい者の保護者で組織された「山口市手をつなぐ育成会」、精神障がい者の家族で組織された「精神保健家族会」から寄せられた意見としては、全国の障がい者団体の約8割が「障害」の「害」の字を平仮名表記としている状況であること、また、障がい児の保護者は「害」の字にかなり抵抗があるとのことで、「害」を「がい」と表記することで、嫌悪感が和らぐとの意見を得ているところである。

5 指針策定の趣旨

表記そのものは障がい者施策において本質的ではないという意見もあるものの、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快感を持つ方や障がい者団体が少しでもいるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、「障害」の「害」の字をひらがな表記とすることについて指針を定めた。

6 実施時期 平成26年4月1日以降、新規に発出する文書。